



SATO社会保険労務士法人 NewsLetter

2012年9月号 (No.7)

今月の特集

- ① 労働契約法の改正
- ② 短時間労働者の社会保険適用拡大等
- ③ 労働者派遣法の改正
- ④ 平成24年9月～ 厚生年金保険料額表
- ⑤ セミナーのご案内

残暑厳しい中、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、労働契約法や派遣法、社会保険の適用拡大など、労務に関する法律には、大きな変更が生じています。まずは何がどう変わるか、変更箇所をまとめてみたいと思います。

労働契約法の改正

■ 有期労働契約の新しいルール

平成24年8月10日、改正労働契約法が公布されました。これにより、無期雇用契約のパート社員が珍しくないこととなります。ポイントは下記3点です。

1. 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約への転換を義務付け
(公布後1年以内に施行)

原則として、有期労働契約と有期労働契約の間に6ヶ月以上の空白期間がある場合、前の契約期間は通算されません。

また、施行日前に開始された有期労働契約は、通算契約期間に算入されません。

2. 有期労働者が反復更新により実質無期労働者と変わらない場合、又は、期間満了後も雇用継続の合理的期待が認められる場合、雇い止めに客観的・合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働者が契約の更新を申し込めば、有期労働契約が更新(締結)されたとみなされる
(平成24年8月10日より施行)

有期労働契約が無期労働契約と変わらない状態と判断された場合、雇い止めは解雇と同等に扱われるという判例が、法定化されたこととなります。

3. 有期労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならない
(公布後1年以内に施行)

有期労働契約を理由に不合理な労働条件を禁止するものとなります。



手続き上の留意事項としては、フリーターが多い企業にとって、契約更新手続きのワークフローの変更準備が必要です。平成25年度中に施行される見通しですので、5年後の平成30年より影響が出てくるかと思えます。また、これから採用する契約社員の契約期間の見直し、契約書の改定等、あわせて準備を進める必要があると考えます。

短時間労働者の社会保険適用拡大等

平成24年8月10日、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律が参議院で可決され、成立しました。前々回のニュースレターで取り上げました、短時間労働者の社会保険適用拡大が平成28年10月より施行される等、複数の法案が決定されました。今回はそのうち下記数点ピックアップいたしました。

1. 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する
(税制抜本改革の施行時期に合わせ、平成27年10月から施行)

現在、年金を受給するためには、25年の受給資格期間が必要です。10年に短縮されることにより、納めた保険料をできるだけ年金に結びつけ、無年金者を減らそうというのが狙いです。

2. 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う
(平成28年10月から施行)

決定した内容は下記の通りです。

- ① 一週20時間以上の就業
- ② 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上
- ④ 従業員501名以上の企業
- ⑤ 学生は適用範囲外

※現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定

上記により、社会保険の適用対象者数が増大し、企業の法定福利費が増加することとなります。

3. 次世代育成支援のため、健康保険・厚生年金について、産休期間中の保険料免除を行う
(公布日より2年を超えない範囲で政令で定める日から施行)

※産前6週間(多胎妊娠の場合14週間、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間

産休中も保険料免除になりますので、免除申請の届出漏れに注意しなければなりません。

4. 厚生年金の標準報酬月額下限(98,000円)の引き下げを行うこととし、以下の等級を加え、従来の等級を繰り下げる
(平成28年10月から施行)
 - ・ 第1級: 88,000円
(報酬月額83,000円以上93,000円未満の場合に該当)

月額変更届、算定基礎届の処理方法に影響がでますので、要注意です。

5. 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う
(平成26年4月から施行)

遺族基礎年金の支給要件は、子のある妻、又は子でしたが、父子家庭への支給も行うこととなりました。これにより、男女間の差異が解消されることとなります。



労働者派遣法の改正

■ 平成 24 年 10 月 1 日施行

来月施行を迎えた派遣法の改正事項につき、まとめました。

【事業規制の強化】

- ・ 日雇派遣（日々または 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止

※ 適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外

- ・ グループ企業内派遣の 8 割規制

- ・ 離職した労働者の離職後 1 年以内の派遣労働者としての受け入れ禁止

【派遣労働者の待遇改善等】

- ・ 派遣元事業主に対し、一定の有期雇用派遣労働者を無期雇用へ転換推進措置を努力義務化

- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業種に従事する派遣先の労働者の均衡を考慮

- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開の義務化

- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置の義務化

【違法派遣に対する迅速・的確な対応】

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れる場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす

※ この労働契約申し込み制度の施行日は、法の施行から 3 年経過後

- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

本法律が施行されると、派遣元の派遣会社だけでなく、受け入れ先の企業もしっかりとした知識を身につけたうえで、派遣労働者を使用しなければリスクが高いため、ご注意ください。

平成 24 年 9 月～厚生年金保険料額表

平成 16 年の法律改正により、保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。

今回は、平成 24 年 9 月分（10 月納付分）から平成 25 年 8 月分（9 月納付分）までの保険料率が、下記のとおり変更されます。

《現行》

一般の被保険者・・・16.412%
坑内員・船員の被保険者・・・16.944%



《変更後》平成 24 年 9 月～

一般の被保険者・・・16.766%
坑内員・船員の被保険者・・・17.192%

保険料額表は、日本年金機構のホームページにてご確認くださいませ。

セミナーのご案内

今回は、中国進出を考えている企業様、中国国内で奮闘していらっしゃる企業様に是非ご参加いただきたいセミナーを案内させていただきます。

NTTデータイントラマート上海主催

SATO 社会保険労務士法人共催

人事・労務や評価、知っておきたいこと
～もう、人事・労務のことで悩まない！～

内容：

【第一部】

ご存知でしたか？コストにも影響する、駐在時の社会保険 ～日本法人側で行うべき手続きとその概要について～

（講師）SATO 社会保険労務士法人
東京オフィス所長 関根章

【第二部】

上昇する人事コストにどう対応するか～社員の納得感を高めながら人事コストの抑制を両立させる～

（講師）SATO 社会保険労務士法人
上海代表 佐藤佳寿子

【第三部】

人材にまつわる課題、解決します！
～イントラマートで実現する人事関連ソリューション～

（講師）イントラマート上海 池博昭 氏

日時：平成 24 年 9 月 18 日（火）

14：30～16：30（14：00 受付開始）

会場：上海図書館会議展示中心

（淮海中路 1555 号上海図書館西門 2F
5205 室）

参加費：無料（事前登録制）

言語：日本語

詳細：下記 URL にてご確認くださいませ。

<http://bizpresso.net/seminar-detail/107/>

SATO 社会保険労務士法人主催

株式会社シーエーシー・株式会社クレオマーケティング共催

中国における労働法などの改正と労働市場の現状と将来

内容：

中国における労働市場の変化と、それを取り巻く労働に関する法律・政策などの改正。これらの最新の変化を捉え、企業が直面する問題点とその対応策、並びに中国労働法の過去、現在、将来について、事例を交えながらご紹介いたします。

講師：(中国) 社会保障省労働科学研究所労働争議研究室
室長 李天国 氏

日時：平成 24 年 9 月 24 日（月）

15：00～17：00（14：30 受付開始）

会場：東京都千代田区丸の内 1-1 1-1 パシフィック

クセンチュリープレイス丸の内 30 階

GCA サヴィアングループ株式会社

セミナールーム

参加費：無料（事前登録制）

詳細：下記 URL にてご確認くださいませ。

<http://www.zeem.jp/2012/08/28/zeem-13394/>

皆様のご参加をお待ちしております！



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階

TEL：(03) 6831-3310